

君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則

平成24年10月1日

規則第39号

君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則  
(平成10年君津市規則第3号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この規則は、君津市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成24年君津市条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(安全基準)

第2条 条例第5条の規則で定める安全基準は、別表第1の項目の欄に掲げる項目に応じ、当該基準値の欄に定めるとおりとする。

2 前項の安全基準に適合しているかどうかは、別表第1の項目の欄に掲げる項目ごとに、当該項目に係る汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において試料を採取し、それぞれ同表の測定方法の欄に掲げる方法により測定した測定値により判断するものとする。

(公共的団体の範囲)

第3条 条例第6条第1項第1号の規則で定める公共的団体は、次に掲げる者とする。

- (1) 独立行政法人都市再生機構、国立研究開発法人森林研究・整備機構、独立行政法人水資源機構、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、日本下水道事業団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、成田国際空港株式会社、独立行政法人空港周辺整備機構、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (2) 地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)に基づき設立された地方住宅供給公社
- (3) 地方道路公社法(昭和45年法律第82号)に基づき設立された地方道路公社
- (4) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)第10条第1項の規定により設立された土地開発公社

(5) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定により認可された土地改良区

(6) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により認可された土地区画整理組合

(7) 地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人であって、土壌の汚染又は災害の防止に関し、地方公共団体と同等以上の審査能力があるものとして市長の認定を受けたもの

2 前項第7号の規定による市長の認定を受けようとする者は、公共的団体認定申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（許可の必要のない事業の届出）

第4条 条例第6条第2項の規定による届出は、当該小規模事業に着手する日の10日前までに、小規模事業（一時たい積小規模事業）届（別記第2号様式）を提出して行わなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 第9条第2項第1号、第2号、第5号から第9号まで及び第12号に掲げる書類及び図面

(2) 第6条第2項に規定する事業区域内施工同意書

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

（面積を合算する区域）

第5条 条例第6条第3項の規則で定める区域は、当該土砂等の埋立て等に供する区域に近接する区域及び同条第1項第2号に規定する許認可等がなされた一の採取場の内に所在する区域とする。ただし、当該土砂等の埋立て等を行う目的と関連しない目的によって土砂等の埋立て等を行う区域を除く。

（埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者の同意）

第6条 条例第7条（条例第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規則で定める埋立て事業の施工の妨げとなる権利を有する者は、事業区域内の土地につき地上権、永小作権、質権、地役権又は賃借権を有する者とする。

2 条例第7条の規定による同意は、事業区域内施工同意書（別記第3号様式）によらなければならない。

3 前項に規定する同意書には、当該同意をした者が押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

(法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって登記所が発行したもの)を添付しなければならない。

(周辺土地所有者等の承諾)

第7条 条例第8条(条例第16条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)第1項の規則で定める範囲の土地の所有者は、当該事業区域から10メートル以内の周辺土地所有者とする。

2 条例第8条第1項の規定による周辺土地所有者の承諾は、周辺土地所有者承諾書(別記第4号様式)によらなければならない。

3 条例第8条第2項の規則で定める事業区域の近隣の住民は、事業区域から300メートル以内の範囲の区域に居住する者とする。

4 条例第8条第2項の規定による近隣の住民の承諾は、近隣住民承諾書(別記第5号様式)によらなければならない。

5 条例第8条第2項に規定する事業区域の近隣の住民の承諾は、第3項に規定する世帯の10分の8以上の世帯の代表者から得なければならない。

6 条例第8条第3項の規定による承諾は、関係者承諾書(別記第6号様式)によらなければならない。

(事前協議)

第8条 条例第9条第1項の規定による協議は、埋立て事業事前協議書(別記第7号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第9条第1項の規定による協議は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。

(1) 第9条第2項第5号から第9号まで、第11号、第13号、第15号から第20号まで及び第25号に掲げる書類及び図面

(2) 事業区域に係る表土の地質検査の試料とする土砂等を採取する地点の位置図(当該表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図)

(3) 住民説明の計画書(許認可土砂等による埋立て事業であって、小規模事業及び最大高さが1メートル未満となる特定事業の場合を除く。)

(4) 条例第13条第1項第3号キに規定する未成年者(以下「未成年者」という。)である場合には、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

3 条例第9条第1項の規定による協議であって一時たい積事業の場合は、一時たい積事業事前協議書（別記第8号様式）を提出して行わなければならない。

4 条例第9条第1項の規定による協議であって一時たい積事業の場合は、次に掲げる書類及び図面を提出しなければならない。

(1) 第9条第2項第5号から第9号まで、第13号、第19号、第20号及び第25号に掲げるもの

(2) 第2項第2号から第4号までに掲げるもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

5 条例第9条第2項及び条例第16条第4項の規定による住民説明は、別表第5に掲げる住民に対し、説明会を開催して行うものとし、当該説明会の開催の周知を図るとともに、当該住民以外の者の出席を拒んではならない。ただし、条例第9条第1項に規定する協議を行った者の責めに帰することのできない事由により当該説明会を開催することができない場合においては、その埋立て事業の計画を記載した資料を配布する方法等により行うことができる。

6 条例第9条第2項及び条例第16条第4項の規定による住民説明の終了後、埋立て事業説明実施状況報告書（別記第9号様式）を提出しなければならない。

7 市長は、条例第9条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議を行った者に対し、埋立て事業事前協議済書（別記第10号様式）により通知するものとする。この場合において、申請者に埋立て事業事前協議済書を交付した日から起算して2年以内に条例第11条に規定する許可の申請がされない場合には、その効力を失う。

8 条例第9条第1項の規定による協議の期間は協議開始から2年以内とする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

9 前項ただし書の協議を申し出ようとする者は、埋立て事業事前協議延長申出書（別記第11号様式）により、当該協議の延長を申し出なければならない。

（許可の申請）

第9条 条例第11条第1項に規定する申請書は、埋立て事業許可申請書（別記第12号様式）とする。

2 条例第11条第1項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）

- (2) 印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって登記所が発行したもの）
- (3) 申請者が条例第13条第1項第3号ア及びカのいずれにも該当しない者であることの誓約書（別記第13号様式）
- (4) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び前号の誓約書
- (5) 事業場の位置図、全景がわかる写真及び付近の見取図
- (6) 事業区域への土砂等の搬入（一時たい積事業の場合にあっては、搬入及び搬出）予定経路図
- (7) 事業場の平面図及び断面図であって、埋立て事業の施工の前後の構造が確認できるもの（一時たい積事業にあっては、土砂等のたい積が最大となった場合の当該たい積の構造が確認できるもの）
- (8) 事業場及び事業区域の求積図
- (9) 事業場の土地及び事業区域から10メートル以内の範囲の土地の登記事項証明書及び公図の写しであって、当該土地の所有者名を記載したもの
- (10) 事業区域の表土の地質検査の試料とした土砂等を採取した地点の位置図及び現場写真並びに第7項第2号の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書（別記第14号様式）及び地質分析（濃度）結果証明書（別記第15号様式。計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る計量士（以下「環境計量士」という。）が発行したものに限る。以下同じ。）
- (11) 埋立て事業に使用される土砂等の予定量の計算書
- (12) 埋立て事業に使用される土砂等が許認可土砂等の場合にあっては、それを証する土砂等売渡・譲渡証明書（別記第16号様式）
- (13) 排水関連の書類（湧水がある土地、地表水が集中しやすい土地及び自然排水を遮断するような地形構造の場合にあっては、排水に係る施設の設置その他の有効な排水に係る措置の図面、流量計算書及び流域の図面、調整池等の設置が必要な場合にあっては当該調整池等の容量計算書及び構造図等の図面）
- (14) 事業区域内で採水するための方法を記載した書面
- (15) 土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算を行った場合にあっては、当該安定計算書

- (16) 擁壁又は崖面崩壊防止施設（宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条に規定する崖面崩壊防止施設をいう。以下同じ。）を用いる場合にあっては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の断面図及び背面図
  - (17) 鉄筋コンクリート造又は無筋コンクリート造の擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の概要、構造計画、応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
  - (18) 埋立て事業の施工に係る方法、工程、組織その他市長が指示する事項を記載した埋立て事業施工計画書
  - (19) 埋立て事業が別表第4に掲げる行為に該当する場合にあっては、当該行為に該当することを証する書面
  - (20) 現場責任者であることを証する書面
  - (21) 第6条第2項に規定する埋立て事業区域内施工同意書
  - (22) 第7条第2項に規定する周辺土地所有者承諾書
  - (23) 第7条第4項に規定する近隣住民承諾書
  - (24) 第7条第6項に規定する関係者承諾書
  - (25) 特定事業にあっては、事業区域から300メートル以内の範囲の区域に居住する者の世帯数調査書（別記第17号様式）
  - (26) 前条第7項に規定する埋立て事業事前協議済書
  - (27) 手数料を納めたことを証する書面
  - (28) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 条例第11条第1項第12号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。
  - 4 条例第11条第2項に規定する申請書は、一時たい積事業許可申請書（別記第18号様式）とする。
  - 5 条例第11条第2項の規則で定める書類及び図面は、次に掲げるものとする。
    - (1) 第2項第1号から第9号まで、第13号及び第18号から第27号までに掲げる書類及び図面
    - (2) 事業区域の表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合にあっては、その構造図
    - (3) 事業区域の表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断されない場合にあっては、第2項第10号に掲げる書類及び図面

(4) 事業場内で採水するための方法を記載した書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面

6 条例第11条第2項第7号の規則で定める事項は、申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の氏名及び住所とする。

7 第2項第10号に規定する事業区域の表土の地質検査は、次に掲げる方法によらなければならない。

(1) 地質検査は、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積に応じ、それぞれ当該右欄に定める数以上の区域に等分して行うこと。

500平方メートル以上3,000平方メートル未満	1
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	2
1ヘクタール以上2ヘクタール未満	3
2ヘクタール以上3ヘクタール未満	4
3ヘクタール以上4ヘクタール未満	5
4ヘクタール以上5ヘクタール未満	6
5ヘクタール以上6ヘクタール未満	7
6ヘクタール以上7ヘクタール未満	8
7ヘクタール以上8ヘクタール未満	9
8ヘクタール以上9ヘクタール未満	10
9ヘクタール以上10ヘクタール未満	11
10ヘクタール以上	12

(2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域ごとに土砂等の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において行うこと。

(3) 地質検査は、前号の規定により採取された試料について、それぞれ、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

(許可又は不許可の決定)

第10条 市長は、条例第11条の許可申請、条例第16条第3項の変更許可申請及び条例第26条第2項の譲受け許可申請があった場合において、許可又は不許可の決定をしたときは、埋立て事業に係る許可（不許可）決定通知書（別記第19号様式）により当

該許可を申請した者に通知するものとする。

(構造上の基準)

第11条 条例第13条第1項第9号の規則で定める構造上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第13条第2項第2号の規則で定める構造上の基準は、別表第3に定めるとおりとする。

(構造上の基準に係る適用除外)

第12条 条例第13条第3項の規則で定めるものは、別表第4に掲げる行為とする。

(変更の許可の申請等)

第13条 条例第16条第1項の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人の代表者の氏名の変更
- (2) 法定代理人の氏名又は住所の変更
- (3) 現場事務所の位置の変更
- (4) 現場責任者の職名又は氏名の変更
- (5) 埋立て事業に使用される土砂等の量の変更（当該土砂等の量を減少させるものに限る。）
- (6) 埋立て事業に使用される土砂等の搬入計画の変更
- (7) 水質検査の試料を採取する方法の変更
- (8) 埋立て事業に使用される土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置として、事業区域内に設けた排水施設又は事業区域外に設けた柵の構造の変更（排水施設又は柵の機能を高めるものに限る。）

2 条例第16条第3項の規則で定める申請書は、埋立て事業（一時たい積事業）変更許可申請書（別記第20号様式）とする。

3 条例第16条第3項の規則で定める書類及び図面は、条例第11条第1項の申請に係る許可の変更の場合にあっては第9条第2項各号、条例第11条第2項の申請に係る許可の変更の場合にあっては第9条第5項各号に掲げる書類及び図面のうち変更に係るもの並びに手数料を納めたことを証する書面とする。

4 条例第16条第10項の規定による市長への届出は、第1項に規定する軽微な変更をした日から起算して10日以内に埋立て事業軽微変更届（別記第21号様式）を提出して行わなければならない。

5 前項の届出には、変更事項を証する書類を添付するものとする。

(埋立て事業の着手の届出)

第14条 条例第18条の規定による届出は、埋立て事業に着手した日から起算して10日以内に埋立て事業着手届(別記第22号様式)を提出して行わなければならない。

(土砂等の搬入の届出等)

第15条 条例第19条の規定による届出は、土砂等を搬入しようとする日の7日前までに、土砂等の量が5,000立方メートルまでごとに、土砂等搬入届(別記第23号様式)を提出して行わなければならない。

2 条例第19条の当該発生場所から発生し、又は採取された土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 当該土砂等の発生場所の責任者が発行した土砂等発生元証明書(別記第24号様式)

(2) 土砂等の発生場所の位置図

(3) 土砂等の発生場所の平面図であって、発生又は採取位置を記載したもの

(4) 土砂等の発生場所の現場写真

(5) 土砂等の発生場所から事業区域への土砂等の搬入経路図

3 条例第19条の事業区域に搬入しようとする土砂等が安全基準に適合していることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、当該土砂等の量の5,000立方メートルまでごとの検査試料採取調書及び地質分析(濃度)結果証明書とする。

4 前項の搬入しようとする土砂等に係る地質分析(濃度)結果証明書を作成するために行う当該土砂等の地質分析は、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。

5 条例第19条第1号の許認可土砂等であることを証するために必要な書面で規則で定めるものは、土砂等売渡・譲渡証明書とする。

(土砂等管理台帳)

第16条 条例第20条第1項の規則で定める土砂等管理台帳は、土砂等管理台帳(別記第25号様式)又は一時たい積土砂等管理台帳(別記第26号様式)とする。

2 条例第20条第1項の規則で定める土砂等管理台帳は、毎月の末日までに、当該月中における事項について記載を終了していなければならない。

3 条例第20条第1項の規則で定める土砂等管理台帳は、毎年3月末日をもって閉鎖しなければならない。

(土砂等の量等の報告)

第17条 条例第20条第2項の規定による報告は、埋立て事業に着手した日から1月ごとに当該月を経過した日から1週間以内（埋立て事業の中止をしようとするとき（当該中止をしようとする期間が2月以上であるときに限る。）にあっては当該中止をしようとする期間の開始の日から1週間以内、埋立て事業を廃止し、又は完了したとき（当該事業状況報告書（別記第27号様式）又は一時たい積事業状況報告書（別記第28号様式）を提出して行わなければならない。）に、埋立て事業状況報告書（別記第27号様式）又は一時たい積事業状況報告書（別記第28号様式）を提出して行わなければならない。

(地質検査)

第18条 条例第21条第1項の規則で定める地質検査は、埋立て事業にあっては着手した日から3月ごと（最大高さが5メートル以上となる特定事業にあっては着手した日から3月ごと及び1段が完成するごと）、条例第24条第2項の規定による廃止の届出又は条例第25条第1項の規定による完了の届出にあっては市長が指定する期日に、市長の指定する職員の立会いの上、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 地質検査は、事業区域を3,000平方メートル以内の区域に等分して行うこと。
- (2) 地質検査のための試料とする土砂等の採取は、前号の規定により区分された区域の中央地点及び当該中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点から5メートルから10メートルまでの4地点（当該地点がない場合にあっては、中央地点を交点に直角に交わる2直線上の当該中央地点と当該区域の境界との中間の4地点）の土壌について行うこと。ただし、市長の指定する職員が地点を指定する場合にあっては、指定された地点で行うものとする。
- (3) 前号の規定により採取する土砂等は、それぞれの採取地点において等量とし、採取後、第1号の規定により区分された区域ごとに混合し、それぞれの区域ごとに1試料とすること。ただし、市長が承認した場合にあっては、市長が定めるところにより、第1号の規定により区分された複数の区域から採取された土砂等を混合し、1試料とすることができる。
- (4) 地質検査は、前号の規定により作成された試料について、それぞれ別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行うこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合にあっては、地質検査は省略することができる。

- (1) 埋立て事業が一時たい積事業であって、一の土砂等搬入届に係る土砂等ごとに当該土砂等が区分された状態でたい積されている場合
- (2) 条例第25条第1項の規定による完了の届出であって、表土と埋立て事業に使用される土砂等が遮断される構造である場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要でないと認める場合  
(水質検査)

第19条 条例第21条第1項の規則で定める水質検査は、埋立て事業にあつては着手した日から3月ごと（最大高さが5メートル以上となる特定事業にあつては着手した日から3月ごと及び1段が完成するごと）、条例第24条第2項の規定による廃止の届出又は条例第25条第1項の規定による完了の届出にあつては市長が指定する期日に、市長の指定する職員の立会いの上、試料を採取し、別表第1に掲げる項目ごとに、同表に掲げる測定方法により行わなければならない。ただし、市長が特に必要でないと認める場合にあつては、当該水質検査を省略することができる。

(地質検査等の報告)

第20条 条例第21条第1項の規定による報告は、前2条の規定により検査した日から1月以内（条例第24条第2項の規定による廃止の届出又は条例第25条第1項の規定による完了の届出にあつては、市長が指定する期日）に、埋立て事業地質等検査報告書（別記第29号様式）に次に掲げる書類及び図面を添付して行わなければならない。

- (1) 検査に使用した試料を採取した地点の位置図及び現場写真
- (2) 第18条の規定により採取した試料ごとの検査試料採取調書及び地質分析（濃度）結果証明書
- (3) 前条の規定により採取した試料の検査試料採取調書及び水質分析（濃度）結果証明書（別記第30号様式。環境計量士の発行したものに限る。）

2 条例第21条第2項の規定による報告は、条例第6条第1項の許可を受けた者が当該許可に係る事業区域の土壤中に安全基準に適合しない土砂等があることを確認したときは、当該確認した日から起算して7日以内に市長に報告しなければならない。

(関係書類等の縦覧)

第21条 条例第22条の規則で定める住民等は、別表第5に掲げる者とする。

(標識)

第22条 条例第23条第1項の規則で定める標識は、埋立て事業に関する標識（別記第

3 1号様式) とする。

2 条例第23条第1項の規則で定める標識の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 埋立て事業の許可年月日及び許可番号
- (2) 埋立て事業の目的
- (3) 事業場の土地の所在地
- (4) 土砂等の埋立て等を施工する者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先の電話番号並びに法人にあつては代表者の氏名
- (5) 埋立て事業の許可の期間
- (6) 事業場及び事業区域の面積
- (7) 埋立て事業に使用される土砂等の量（一時的な積事業にあつては、年間の埋立て事業に使用される土砂等の搬入及び搬出の予定量）
- (8) 現場責任者の職名及び氏名
- (9) 事業場及び事業区域の見取図

3 条例第23条第2項に規定する表示は、旗等の設置によるものとする。

（埋立て事業の廃止等に係る届出）

第23条 条例第24条第2項の規定による届出は、当該埋立て事業の廃止にあつては廃止した日から起算して10日以内に、中止にあつては中止しようとする日までに、埋立て事業廃止（中止）届（別記第32号様式）を提出して行わなければならない。

2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業場の平面図及び断面図であつて、埋立て事業の施工前後の構造が確認できるもの
- (2) 埋立て事業を中止する場合にあつては、工程表
- (3) 埋立て事業に使用した土砂等の土量計算書

3 条例第24条第4項に規定する通知は、埋立て事業廃止（中止）確認通知書（別記第33号様式）によるものとする。

4 中止した当該埋立て事業を再開したときは、当該埋立て事業を再開した日から起算して10日以内に埋立て事業再開届（別記第34号様式）を提出しなければならない。

（埋立て事業の完了に係る届出）

第24条 条例第25条第1項の規定による届出は、当該埋立て事業を完了した日から起算して10日以内に、埋立て事業完了届（別記第35号様式）を提出して行わなければならない。

ならない。

2 前項の届出に添付する書類及び図面は、次に掲げるものとする。

(1) 事業場の平面図及び断面図であって、埋立て事業の施工前後の構造が確認できるもの

(2) 埋立て事業に使用した土砂等の土量計算書

3 条例第25条第2項に規定する通知は、埋立て事業完了確認通知書（別記第36号様式）によるものとする。

（譲受けの許可の申請）

第25条 条例第26条第2項の規則で定める申請書は、埋立て事業譲受け許可申請書（別記第37号様式）とする。

2 条例第26条第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 住民票の写し（法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）

(2) 印鑑登録証明書（法人である場合にあっては、代表者の印鑑証明書であって登記所が発行したもの）

(3) 第9条第2項第3号に規定する誓約書

(4) 申請者が未成年者である場合には、その法定代理人の住民票の写し及び前号の誓約書

(5) 現場責任者であることを証する書面

(6) 手数料を納めたことを証する書面

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 条例第26条第2項第4号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 譲り受けようとする埋立て事業の許可年月日及び許可番号

(2) 事業場の土地の所在地

(3) 譲り受けようとする埋立て事業の許可の期間

(4) 現場責任者の職名及び氏名

(5) 譲受けの理由

（相続等の届出）

第26条 条例第27条第2項の規定による届出は、当該埋立て事業を承継した日から起算して10日以内に埋立て事業相続等届（別記第38号様式）を提出して行わなければならない。

(報告の期限)

第27条 条例第33条の規定により、市長から土砂等の埋立て等の業務に関し報告を求められた者は、当該報告を求められた日から起算して10日以内に報告しなければならない。

(立入検査員証明書)

第28条 条例第34条第2項に規定する証明書は、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令(令和3年環境省令第2号)別記様式によるものとする。

(書類等の提出)

第29条 条例第9条第1項の規定による協議、条例第11条第1項及び第2項、条例第16条第3項並びに条例第26条第2項の規定による申請、条例第6条第2項、条例第16条第10項、条例第18条、条例第19条、条例第24条第2項、条例第25条第1項及び条例第27条第2項の規定による届出並びに条例第20条第2項及び条例第21条第1項の規定による報告により提出する書類及び図面の提出部数は、正副各1部とする。

(補則)

第30条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成26年9月3日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条第1項第1号の改正規定 平成27年4月1日

(2) 別表第4の24の項を削り、25の項を24の項とし、26の項を25の項とし、  
27の項を26の項とする改正規定 平成27年4月2日

(3) 別表第4の21の項の改正規定 平成27年5月29日

附 則(平成28年3月30日規則第35号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 30 日規則第 9 号）

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 4 日規則第 3 号）

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 土壤基準の表セレンの項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 27 日規則第 7 号）

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 6 月 25 日規則第 32 号）

この規則中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 17 日規則第 8 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 4 年 3 月 14 日規則第 7 号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の君津市小櫃川流域に係る水道水源の水質の保全に関する条例施行規則第 16 条第 3 項、君津市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例施行規則第 5 条、君津市環境保全条例施行規則第 20 条及び君津市土砂等の埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則第 28 条の規定による証明書は、この規則の施行の日後も、当分の間、なお使用することができる。

附 則（令和 4 年 3 月 14 日規則第 8 号）

この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 9 条第 7 項第 3 号、第 15 条第 4 項、第 18 条第 1 項第 4 号、第 19 条）

土壤基準

項目	基準値	測定方法
土壤の汚染に係る環	土壤環境基準別表の項目の欄に掲	土壤環境基準別表の項目の欄に掲

境基準について（平成3年環境庁告示第46号。この表において土壌環境基準という。）別表の項目の欄に掲げる項目	げる項目に応じ、同表の環境上の条件の欄に定める条件を満たすこと。	げる項目に応じ、同表の測定方法の欄に定める方法
水素イオン濃度	4.0以上8.5以下であること。	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の12.1に定める方法
塩化物イオン濃度	検液中1リットルにつき500ミリグラム以下であること。	規格K0102の35に定める方法

#### 備考

#### 1 土砂等の検液の作成方法は、次に掲げるところによる。

(1) 土壌環境基準別表の環境上の条件の欄中検液中濃度に係るものにあつては、同表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

#### (2) 水素イオン濃度の検液の作成方法

##### ア 試料の作成

土砂等を有姿のまま採取し、採取時の含水率のまま、含水率が変わらないように保存する。なお、試料の含水比をあらかじめ測定し、試料の乾燥重量を求めておく。

##### イ 検液の作成

試料と溶媒（水（規格K0557に規定するA3又はA4のものをいう。））を試料の乾燥重量に対して質量比5となるよう加え、攪拌棒等で懸濁させ、30分以上、3時間以内静置したものを測定用の検液とする。なお、試料が固結している場合はときほぐしてから用いる。また、質量比を5にしても懸濁液の状態にならない場合は、更に水を加える。

#### (3) 塩化物イオン濃度の検液の作成方法

##### ア 試料の作成

土砂等を有姿のまま採取し、採取時の含水比状態のまま、含水比が変わらないように保存する。なお、試料の含水比をあらかじめ測定し、試料の乾燥重量を求めておく。

イ 試料液の調製

試料と溶媒（水（規格K0557に規定するA3又はA4のものをいう。））を試料の乾燥重量に対して質量比10となるよう混合し、かつ、その混合液が500ミリリットル以上になるようにする。なお、試料が固結している場合はときほぐしてから用いる。

ウ 溶出

調製した試料液を常温（おおむね摂氏20度）常圧（おおむね1気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約200回に、振とう幅を4センチメートル以上5センチメートル以下に調整したもの）を用いて、6時間連続して水平に振とうする。

エ 検液の作成

ウにより得られた試料液を3,000重力加速度で20分間遠心分離した後、孔径0.45マイクロメートルのメンブランフィルターを用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取る。

水質基準

項目	基準値	測定方法
水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号。この表において水質基準という。）別表1の項目の欄に掲げる項目	水質基準別表1の項目の欄に掲げる項目に応じ、同表の基準値の欄に定める基準値を満たすこと。	水質基準別表1の項目の欄に掲げる項目に応じ、同表の測定方法の欄に定める方法
水素イオン濃度	4.0以上8.5以下であること。	規格K0102の12.1に定める方法
塩化物イオン濃度	検液中1リットルにつき500ミ	規格K0102の35に定める方

別表第2（第11条第1項）

埋立て事業の構造上の基準（一時たい積事業を除く。）

- 1 事業区域の地盤に滑りやすい土質の層があるときは、その地盤に滑りが生じないように杭打ち、土の置換えその他必要な措置が講じられていること。
- 2 著しく傾斜をしている土地において埋立て事業を施工する場合にあっては、埋立て事業を施工する前の地盤と埋立て事業に使用された土砂等との接する面が滑り面とならないよう、当該地盤の斜面に段切り等の措置が講じられていること。
- 3 埋立て等の高さ（埋立て事業により生じたのり面の最下部（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設の上端）と最上部の高低差をいう。以下同じ。）及びのり面（擁壁又は崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては、当該擁壁又は崖面崩壊防止施設部分を除く。以下同じ。）の勾配は、次の表の土砂等の区分の欄に応じ、それぞれ当該埋立て等の高さの欄及び当該のり面の勾配の欄に定めるものであること。

土砂等の区分		埋立て等の高さ		のり面の勾配
砂、礫、砂質土、礫質土、通常の施工性が確保される粘性土及びこれらに準ずるもの	建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土及び第3種建設発生土	土質試験等に基づき埋立て等の構造の安定計算（以下「安定計算」という。）を行った場合	安全が確保される高さ	安全が確保される勾配
		その他	10メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル（埋立て等の高さが5メートル以下の場合にあつては、1.5メートル）以上の勾配
	その他		5メートル以下	垂直1メートルに対する水平距離

		離が1.5メートル以上の勾配
その他	安定計算を行い、安全が確保される高さ	安定計算を行い、安全が確保される勾配

4 擁壁を用いる場合にあつては当該擁壁の構造が宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第8条から第12条までの規定に、崖面崩壊防止施設を用いる場合にあつては当該崖面崩壊防止施設の構造が同令第14条の規定にそれぞれ適合すること。

5 埋立て等の高さが5メートル以上である場合にあつては、5メートルごとに幅が1メートル以上の段を設け、必要に応じ、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝が設置されていること。また、排水溝を設置した場合においては幅1.5メートル以上の段を設けること。

6 埋立て事業の完了後の地盤に緩み、沈下又は崩壊が生じないように締め固めその他の措置が講じられていること。

7 のり面は、石張り、芝張り、モルタルの吹付け等によって風化その他の侵食に対して保護する措置が講じられていること。

8 事業区域（のり面を除く。）は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置が講じられていること。

別表第3（第11条第2項）

一時たい積事業の構造上の基準

1 事業場の隣接地と事業区域との間に、次の表の左欄に掲げる事業区域の面積の区分に応じ、当該右欄に定める幅の保安地帯が設置されていること。

3,000平方メートル未満	4メートル以上
3,000平方メートル以上1ヘクタール未満	6メートル以上
1ヘクタール以上3ヘクタール未満	10メートル以上
3ヘクタール以上5ヘクタール未満	14メートル以上
5ヘクタール以上10ヘクタール未満	18メートル以上
10ヘクタール以上15ヘクタール未満	24メートル以上
15ヘクタール以上20ヘクタール未満	27メートル以上
20ヘクタール以上	30メートル以上

2 土砂等のたい積の高さ（のり面の最下部と最上部の高低差をいう。）が5メートル以下であること。

- 3 土砂等のたい積のり面の勾配は、垂直1メートルに対する水平距離が1.8メートル以上の勾配であること。

別表第4（第9条第2項第19号、第12条）

1	砂防法（明治30年法律第29号）第4条の規定により砂防指定地における許可を要する行為
2	土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業
3	漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第39条第1項の規定による漁港の区域内の水域又は公共空地における許可を要する行為
4	火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第3条、第10条第1項及び第12条第1項の規定による許可（同法第10条第2項及び第12条第2項の適用を受ける場合を含む。）を要する行為
5	港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項の規定による港湾区域内及び港湾隣接地域内における許可を要する行為
6	森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2第1項の規定による許可を要する開発行為並びに同法第34条第2項及び第44条において準用する第34条第2項の規定による保安林及び保安施設地区における許可を要する行為
7	道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による道路管理者以外の者が行う工事についての承認を要する行為、同法第32条第1項の規定による道路の占用の許可及び同法第91条第1項の規定による道路予定区域における許可を要する行為
8	土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく土地区画整理事業及び同法第76条第1項の規定による施行地区内における許可を要する行為
9	都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による都市公園内における占用の許可を要する行為
10	海岸法（昭和31年法律第101号）第7条第1項及び第8条第1項の規定による海岸保全区域内における許可を要する行為
11	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第3項の規定による特別地域内及び第21条第3項の規定による特別保護地区内における許可を要する行為
12	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による地すべ

	り防止区域内における許可を要する行為
1 3	宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 3 6 年法律第 1 9 1 号）第 1 2 条第 1 項及び第 3 0 条第 1 項の規定による許可を要する行為
1 4	河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 2 4 条の規定による河川区域内の土地の占用の許可を要する行為並びに同法第 2 7 条第 1 項、第 5 5 条第 1 項、第 5 7 条第 1 項及び第 5 8 条の 4 第 1 項の規定による河川区域内の土地、河川保全区域内、河川予定地及び河川保全立体区域内における許可を要する行為
1 5	都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項及び第 2 項の規定による許可を要する開発行為
1 6	都市再開発法（昭和 4 4 年法律第 3 8 号）に基づく市街地再開発事業及び同法第 6 6 条第 1 項の規定による施行地区内における許可を要する行為
1 7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 7 号）第 7 条第 1 項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内における許可を要する行為
1 8	農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 5 条の 2 第 1 項の規定による農用地区域内における許可を要する行為
1 9	都市緑地法（昭和 4 8 年法律第 7 2 号）第 1 4 条第 1 項の規定による特別緑地保全地区内における許可を要する行為
2 0	生産緑地法（昭和 4 9 年法律第 6 8 号）第 8 条第 1 項の規定による生産緑地地区内における許可を要する行為
2 1	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和 5 0 年法律第 6 7 号）に基づく住宅街区整備事業並びに同法第 7 条第 1 項及び第 6 7 条第 1 項の規定による土地区画整理促進区域内及び施行地区内における許可を要する行為
2 2	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 1 4 年法律第 8 8 号）第 2 9 条第 7 項の規定による特別保護地区の区域内における許可を要する行為
2 3	千葉県立自然公園条例（昭和 3 5 年千葉県条例第 1 5 号）第 1 9 条第 1 項の規定による特別地域内における許可を要する行為
2 4	宅地開発事業の基準に関する条例（昭和 4 4 年千葉県条例第 5 0 号）第 7 条第 1 項の規定による設計の確認を要する宅地開発事業

25	千葉県自然環境保全条例（昭和48年千葉県条例第1号）第9条第4項の規定による特別地区内における許可を要する行為
26	千葉県港湾管理条例（昭和51年千葉県条例第45号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による港湾施設の使用の許可を要する行為
27	千葉県林地開発行為等の適正化に関する条例（平成22年千葉県条例第4号）第18条第1項の規定による森林区域における林地開発の届出に関する行為

別表第5（第8条第5項、第21条）

住民の区分	小規模事業	特定事業
周辺の土地所有者	当該事業区域から10m以内の範囲に土地を所有する者	当該事業区域から10m以内の範囲に土地を所有する者
近隣の住民等	・事業区域から50m以内に居住する住民 ・事業区域内の自治会	・事業区域から300m以内に居住する住民 ・事業区域内の自治会
水利権者等	事業区域の放流点から100m以内の水利権者及び水利組合	事業区域の放流点から500m以内の水利権者及び水利組合
土砂の搬入道路に隣接して居住する住民等	土砂運搬車両が集積するような運航ルート、利用道路、事業期間、1日当たりの運行台数等により、市長が決定する。	土砂運搬車両が集積するような運航ルート、利用道路、事業期間、1日当たりの運行台数等により、市長が決定する。